

流山市農業委員会
平成27年第6回
総会議事録

平成27年6月30日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成27年第6回総会議事録

1 期 日 平成27年6月30日(火)

2 場 所 流山市役所304会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 9番 中村 彰男
10番 小嶋 悦子

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	3番 岡田 長政
4番 恩田 一雄	5番 増田 正美
6番 石井 博	7番 秋元 正
8番 山崎 日出男	9番 中村 彰男
10番 小嶋 悦子	11番 小倉 節子
12番 豊島 啓行	13番 大作 榮
14番 小林 常男	15番 水代 啓司
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

2番 吉田 達弘

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 局 長 福留 克志
次 長 山崎 哲男
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3) 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について	5
(4) 議案第29号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	9
(5) 議案第30号 農業生産法人報告書の提出について	11
(6) 議案第31号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価・ 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について	13
(7) 議案第32号 農地取得下限面積の修正の必要性について	16
(8) 報告第14号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について	19
(9) 報告第15号 転用許可に伴う工事完了の報告について	19
(10) 報告第16号 専決処理の報告について	20

開会 午後3時00分

高市議長 定刻になりましたので、ただ今から平成27年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中15名、で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、2番吉田委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。9番中村委員、10番小嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第32号「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの7議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第14号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」から、報告第16号「専決処理の報告について」までの3項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

高市議長 次に、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第26号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年6月30日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、議案1番の権利者ですが、流山市名都借の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市名都借の畑1筆で、面積は1,236平方メートルです。

次に、申請事由ですが、経営規模の拡大を図るため、申請地を買い受けたいというものです。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

次に、議案2番の権利者ですが、流山市大字大畔の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市大畔の畑9筆で、面積は5,398平方メートルです。

次に、申請事由ですが、営農意欲の向上を図るため、農業後継者に贈与するものです。

議案案内図につきましては、2ページでございます。

今月の3条許可申請は、以上の2件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は2件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに1番ですが、申請地につきましては、JR常磐線南柏駅の北西約1.4キロメートルに位置している畑1筆で、面積は1,236平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、先日農地転用のあった墓地については、地域からの協力要請に基づいて農地を手放したものの、農業は続けていきたいという希望があることから、代替地として取得するもので、売買代金は坪単価で6万8千円でございます。

申請地の畑は、耕起済みの状況であり、主にキュウリを作付していきたいとのご希望をいただきました。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約2.2ヘクタールで、農業従事者は1名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に2番ですが、申請地につきましては、つくばエクスプレス流山おおたかの森駅の北西約1.3キロメートルに位置している畑9筆で、面積は5,398平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、義務者が高齢で、世帯内の実質的な主体は権利

者であることから、営農意欲の向上を図るため贈与するもので、納税猶予等を受ける予定は今のところ無いとのことでした。申請地の畑は、ネギ、エダマメ等が作付されており、これからもネギ、エダマメ、ハウレンソウをローテーションで作付していくとのことでした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.8ヘクタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって、議案第26号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第27号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年6月30日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、申請者につきましては、流山市駒木台にお住まいの方でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市駒木台にあります畑1筆で、転用面積は854平方メートルでございます。

転用目的につきましては、去る4月の総会で審議されました社会福祉施設用のグ

ラウンド用地に貸駐車場の一部が編入されるため、貸駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の3ページと4ページにございます。

今月の農地法第4条許可申請につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について転用」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用が1件であります。

本案については、現地調査と申請者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に、転用目的は貸駐車場を整備するものであります。

次に、申請理由につきましては、4月の総会で御審議頂きました市のグラウンド建設の際に、申請者が所有している貸駐車場の一部も用地として市に協力することから、その代替地として元々あった駐車場の隣接地であり使い勝手の変わらない申請地に貸駐車場を整備したいとのこととございました。

周辺の福祉施設職員等から貸してほしいという要望が上がっており、要望書の写しが添付されております。出来あがった駐車場の賃料については、今後、借り手と相談して決めるとのことでしたが、現在1台5千円で貸しており、同程度としたいとのこととございます。

次に、申請地の現況であります。耕起済みの状況でありました。

次に、利用計画であります。駐車場の路盤は砕石敷きとし、雨水は自然浸透とするとのことです。また、隣接する農地への土砂・雨水の流出防止のため、境界部分に素掘りの溝を作るとのこととございます。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線初石駅の北東約1.7キロメートルに位置し、周囲は住宅や福祉施設、医療施設等が連たんしている区域であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、資金計画については、整備費が約250万円で、これに伴う資金は全て自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されておりました。

また、申請地に隣接する病院との境付近に高低差がある旨指摘したところ、病院についても自己所有地を貸しており、その高低差部分までが病院用地であるとのこととございました。

以上、申請者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、必要性の具体的根拠や貸付先の持続性などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行いましたところ、本案については許可基準に

適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 駐車場が24台分確保されるのですが、この地域は近隣人口も少ないような状況ですし、アパートには地図上駐車場は付いているように見受けられるのですが、24台も必要とされる根拠は聞いておられますか。

小林委員長 周辺の福祉施設職員等から貸してほしいとの要望があったためです。

1番(小田桐委員) 職員用の駐車場として24台埋まる見込みなのでしょうか。

小林委員長 はい。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって、議案第27号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第28号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成27年6月30日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は新規に関するものが1件、更新に関するものが6件であります。

議案1番から議案3番につきましては、権利者が同じ方のため、一括して説明いたします。

権利者は、流山市野々下にお住まいの方で、新規就農の方です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市名都借及び前ヶ崎にあります畑3筆、面積、4,033平方メートルです。

利用権の設定期間につきましては、議案1番につきましては、新規により6年間、議

案2番につきましては、更新により6年間、議案3番につきましては、更新により10年間です。

本件の議案案内図につきましては、5ページから7ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案4番の権利者は、流山市大字中野久木にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市中野久木にあります田2筆、面積、1,289平方メートルです。

利用権の設定期間につきましては、更新により6年間です。

本件の議案案内図につきましては、8ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案5番から議案7番につきましては、権利者が同じ方のため、一括して説明いたします。

権利者は、流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市古間木にあります畑3筆、面積、2,996平方メートルです。

利用権の設定期間につきましては、議案5番と7番につきましては、更新により3年間、議案6番につきましては、更新により10年間です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画につきましては、以上の7件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は新規が1件、更新が6件の計7件であります。

本案の1番から3番については、権利者が新規就農者であることから、ヒアリングを行い審議いたしました。

最初に、1番から3番ですが、権利者が同一のため、一括して御報告させていただきます。

権利者は新規就農者で、年齢は35歳、本年5月1日に認定就農者として市の認定を受けた方でございます。農業を志すこととなった理由としては、元々半導体関係の仕事をしてきたとのことですが、業務範囲が狭かったことから、全部を自力で進めていける仕事があったとのこと、これまで千葉県農業大学校で農業技術を学び、現在は市内の指導農業士の元で経営研修を受けているとのことございました。

また、就農地に流山を選んだ理由としては、実家が近いことと、消費地が近く、出荷について有利になると見込んでのこととございました。

現地の状況ですが、耕起済みでありました。

申請地ではトウモロコシ、エダマメ、ナス、トマト、ブロッコリー、コマツナ、ホウレンソウ等の作付を考えており、はじめは新鮮食味、わくわく広場等に出荷する予定とのこととございました。また、将来的には独自の販路を開拓していきたいとのこととございました。

地域との交流については、機会があれば積極的に交流していきたいとのこととございました。

年間の従事予定日数は300日、農機具については、トラクター、管理機、動噴2台を購入済みで、倉庫兼作業所は借地の中にパイプハウスを作って利用したいとのこととございました。

本案1番については、新規に6年間、2番については、相手を変更しての更新として6年間、3番については、相手を変更しての更新として10年間の利用権をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、4番ですが、権利者の職業は農業で年齢は69歳であります。現地の状況ですが、田植え済みの状況とございました。本案については、更新で6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、5番から7番ですが、権利者が同一のため、一括して御報告させていただきます。権利者の職業は農業で年齢は61歳であります。現地の状況ですが、エダマメ等が作付されておりました。本案5番及び7番については、更新により3年間、6番については、更新により10年間の利用権をそれぞれ設定しようとするものであります。

以上のことを基に審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) 小委員会の際は気が付かなかったのですが、1、2、3の内の2、3が更新になっているのですが、相手を変えての更新という説明でしたが、権利者が新規営農した場合は、相手が変わったとしても権利者の新規ということになるのではないのでしょうか。そここのところのニュアンスがわからないので、詳しく説明してください。

中里主事 私の方から説明させていただきます。新規・更新の区分というのは、千葉県行っているワン・スリー運動に合わせて新規・更新を振り分けさせていただいております。そのワン・スリー運動の要領によりますと、その場所が一度利用集積を利用した

ことがある場所であれば、その後相手を変えたり、貸借が終わって間が空いたりした場合も、更新という形で整理してくださいということになっておりまして、それに合わせて今回、新規就農の方ではあるんですけども、相手を変更しての更新ということで、更新に振り分けさせて頂いております。以上です。

1番(小田桐委員) 1、2、3それぞれ、若い認定就農者ということになるわけですが、作り始めてすぐ収入という部分に繋げるのはなかなか厳しい面があると思うんですけど、その点についての当事者の不安とか、こういう風にして経営を成り立たせるというようなものはあるのでしょうか。

小林委員長 これまで千葉県農業大学校で研修して、現在、市内の指導農業士の元で経営研修しているということで、はじめは売り上げを100万、その後300万、行く行くは1,000万という目標を大きく持って、意欲的な方で、農業に対する取り組みも非常にまじめで、応援したくなる方です。

田村次長補佐 預金も、300万を超える金額はあるということで、話を聞いておりません。

山崎次長 あとですね、この方はいくつかの作物を予定しているということで、新鮮食味とかわくわく広場の方に出荷をするというようなこともっております。

11番(小倉委員) 今年から初めてやる方なんですよ。そういう所で売っても、月にいくらにもならないと思うんです。市の方では、そういう生活とか、300万の貯金があるそうですけど、それだけでは心許ないと思うし、家族構成はどうなっているんですか。

田村次長補佐 この方については、流山市内の野々下に住んでおり、親と同居している形になっております。この方自体はまだ独身です。そのような環境ですので、先程言ったような当座の資金だけでも、十分生活できるというお話でした。

11番(小倉委員) 市でもある程度何年間とかの生活の補償とかってというのはあるんですか。支援してあげないとなかなか大変だと思います。

田村次長補佐 新規就農に当たって、国から給付金とかそういったものを既に受けていて、それが資金になっているということでございます。

10番(小嶋委員) 野々下から名都借まで、機械とかはどうやって運ぶのでしょうか。

田村次長補佐 機械に関しては、今研修を受けている指導農業士の方の土地を借りて置かせていただいている形です。その方が前ヶ崎の方ですので、申請地の周辺であり、自宅から持っては来ないです。

1番(小田桐委員) 農業委員会としても応援するようなことが出来たらいいと思います。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第28号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第29号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第29号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成27年6月30日提出

流山市農業委員長 高市 正義

はじめに、申請者につきましては、流山市東深井にお住いの方で、申請がありました土地は、流山市東深井にあります畑2筆で、合計面積は1,117.44平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の妻で、5月7日に、腰椎変性側弯症による腰痛のため、農作業の継続が不可能と医師から診断がなされた方です。

このことから、今後、農作業の継続が困難になったというものでございまして、今回、この生産緑地の解除をするための手続きとなる、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、議案案内図につきましては、10ページにございますので、ご参照いただきたいと思います。

今月の「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」については、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第29号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、申請者につきましては、平成23年に体調を崩してから農業を行っており、申請者の妻と娘の2名で農業を行っていましたが、さらに妻も今年の5月に医師から「腰椎変性側弯症」の病名にて、農作業の従事はできないと診断され、労働力が

大幅に減少することから、生産緑地の一部を買取申出するため、証明願の申請がなされたとのことでした。

なお、一部の生産緑地は残った状態になりますが、この部分に関しては申請者の娘が農業を続けていくとのことでした。

申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

行為制限が解除された場合の申請地の利用については、アパートを建築したいとのことでした。

また、生産緑地は税制の特例措置であることから、残地については必ず耕作するよう申し添えました。

以上のことを基に審議したところ、本案については、主たる従事者が故障前は、経営の中心として農業に従事しており、その者が故障したことにより、農業の縮小はやむを得ないものと認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) 生産緑地の解除の場合に、今回の場合は主たる従事者が2名であって、片方が出来ないということで、解除の申請があったわけですが、それについての法的な説明が頂きたいというのが、まず1点。

それから、順番でいくと、生産緑地の解除というのは、この後に取り申請が先にされるべきなんです。今回、解除された場合にはアパートを建てる等と言っているようですが、実際に取り申請で申請された場合に取りする人がいたらこういう計画は出来ないわけで、このところはどうかかなという感じがあるのですが、この2点について、法的な根拠の説明をお願いします。

中里主事 私の方で説明させていただきます。生産緑地取り申請については、生産緑地法第10条の規定で行いますが、受けた全体を一度に申請しなければいけないという規定は、特別盛り込まれておりませんので、残りの部分を耕作する方がいるのであれば、一部分の申請という形で認められるということになります。

次に、後段の部分に関してですが、ヒアリングの際に取り申請をするということで、申出者がいなくて、生産緑地が解除された場合はどうしますかという聞き方をされておりますので、解除された場合はアパート建築を考えているという回答でした。

2点について、以上です。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

10番(小嶋委員) 地図だけだとわからないのですが、申請地の周りの畑の所有者は申請者ではないんですか。

中里主事 地図上、赤い斜線が入っているところが申請地で、その上にある赤枠だけ

のところの一部申請になっている筆の残地になります。この部分に関しては、継続して申請者の娘が使うということです。その北側の途中までは同じ方が持っている土地です。その先は別の方が持っている畑になります。

10番(小嶋委員) そこは作るのでしょうか。

中里主事 申請者が持っているところは娘が作るということです。

別の方が持っているところはその方が作ると思います。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第29号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第30号「農業生産法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の8頁をお開きください。

議案第30号

農業生産法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成27年6月30日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

農業生産法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農業生産法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました農業生産法人は、千葉県富里市にあります農業生産法人です。

報告がありました事業年度は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました、A3縦長の様式例第5号の3「農業生産法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思っております。

この確認書につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、作成しております。

はじめに、農業生産法人の「農業生産法人要件確認書」をご覧いただきたいと思っております。

確認書の表の右側に、平成27年5月31日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は7.6ヘクタール、うち市内1.5ヘクタールとなっております。

次に、法人形態についてですが、株式会社(非公開会社)となっております。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売上げが占める割合は、100パーセントとなっております。

よって、売上高の半分以上は農業に関する売上げで占めておりましたので、売上高の要件について、適合しております。

次に、会社の議決件数は、640株であり、かつ、そのうち農業の常時従事者の議決件数が565株であり、総議決権の4分の3以上であることから、こちらの要件も合致しております。

かつ、農業に係る事業に年間150日以上従事しており、総議決権の4分の3以上であることから、こちらの要件も合致しております。

次に、会社の役員については4人で役員の方が、農業に係る事業に年間150日以上従事しており、要件に合致しております。

最後になりましたが、農業生産法人の議案案内図につきましては、11ページになります。

ご説明につきましては、以上です。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第30号「農業生産法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により、農業生産法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない、と定められております。また、農業委員会は、その報告に基づき、農業生産法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。とされております。

農業生産法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案について配布資料の農業生産法人要件確認書に基づき審査を行

ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第30号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第31号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価・平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをご覧ください。

議案第31号

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり決定するものとする。

平成27年6月30日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

- 1 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について別紙のとおり
- 2 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について別紙のとおり

本案につきましては、国から出されております「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、毎年策定を行っているものでございまして、本案の策定につきましては、去る5月25日と本日の総会開催前の2回にわたりまして、総合農政検討委員会を開催し、平成26年度の点検評価(案)と平成27年度の活動計画(案)について御検討いただき、その原案を策定していただいたものでございます。

また、本日の議案の上程に際しましては、国が示しております策定の手順に従いま

して、5月の総合農政検討委員会で御承認をいただきました原案に対する農業者等からの意見の募集を市のホームページを通して行い、また、新たに、認定農業者からの意見の募集を行いましたところ、多数のご意見を頂きました。

この結果を踏まえまして、本日、2回目の総合農政検討委員会を開催し、原案の決定をいただきましたので、本日、ここで上程をさせていただくものでございます。

次に、原案の内容につきましては、事前にお手元に配布させていただきました別紙資料を御覧いただきたいと存じますが、この原案につきましては、総合農政検討委員会の方以外にも事前にお送りしておりますので、詳細につきましては、省略させていただき、ここでは概要について申し上げさせていただきたいと思っております。

別紙様式1の「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」

につきましては、意見募集を行った結果、地域の農業者等からの意見については、ありませんでしたので、5ページの「地域の農業者等からの意見等」のそれぞれの欄に「なし」と記載をさせていただきました。

また、7, 8, 9, 10ページのそれぞれの項目に対する地域の農業者等からの意見もなかったことから、「地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定」の欄につきましては、それぞれの項目の「評価の案」と同じ文言を記載させていただきました。

次に、別紙様式2の「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきましては、意見募集を行った結果、別紙記載のとおり意見がありましたので、順を追って説明させていただきます。

まず、1ページの『 の法令事務(遊休農地に関する措置)』についてですが、「目標案に対する意見」については、意見がありませんでしたので、「なし」と記載をさせていただきました。「活動計画案に対する意見」については、「市自体の率先による遊休地対策の実施」と「市による遊休地所有者への指導」について、各1件、合計2件の意見が寄せられました。

次の項目の「地域の農業者からの意見を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画」につきましては、目標案に対する意見がありませんでしたので、当初の目標案の数値を記載させていただきました。

活動計画につきましては、活動計画案に対する意見がありましたので、調査方法の2に「調査に当たっては、市農政課と合同により調査を実施する。」の文言を追加させていただきました。

次に、2ページの『 の促進等事務』の「1認定農業者等担い手の育成及び確保」についてですが、「目標案に対する意見」については、意見がありませんでしたので、「なし」と記載をさせていただきました。

「活動計画案に対する意見」については、「加工・業務用野菜等生産の農業法人の立ち上げ及び誘致」について、1件の意見が寄せられました。

次の項目の「地域の農業者からの意見を踏まえた目標及び活動計画」につきましては、目標案に対する意見がありませんでしたので、当初の目標案の数値を記載させていただきました。

活動計画につきましては、活動計画案に対する意見がありましたので、2行目の「新規就農者や意欲ある農業者」の後に、「(農業法人を含む)」の文言を追加させて頂きました。

次に、3ページの「2の担い手への農地の利用集積」についてですが、目標案に対する意見については、意見がありませんでしたので、「なし」と記載をさせて頂きました。「活動計画案に対する意見」については、「意欲ある農業者への貸し借りの指導、市の仲介による賃貸借の促進、市による斡旋活動の実施」の3件の意見が寄せられました。

次の項目の「地域の農業者からの意見を踏まえた目標及び活動計画」につきましては、目標案に対する意見がありませんでしたので、当初の目標案の数値を記載させていただきました。

活動計画につきましては、活動計画案に対する意見がありましたので、2点目の「貸付可能農地の情報等をもとに」の後に、「意欲ある農業者を中心に」の文言を追加させて頂きました。

次に、4ページ「3の違反転用への適正な対応」についてですが、目標案に対する意見については、意見がありませんでしたので、「なし」と記載をさせて頂きました。「活動計画案に対する意見」については、「違反転用の現状調査及び指導、現状復旧への是正指導、違反転用の調査及び指導の強化、違反転用事例の農家への通知、情報提供の呼び掛け」の4件の意見が寄せられました。

次の項目の「地域の農業者からの意見を踏まえた目標及び活動計画」につきましては、目標案に対する意見がありませんでしたので、当初の目標案の数値を記載させていただきました。

活動計画につきましては、活動計画案に対する意見がありましたので、4点目の「農家等に違反転用事例を周知し、違反転用の未然防止に努める。」の文言を追加させて頂きました。

最後になりますが、本日、御承認をいただきました際には、この「平成26年度の点検評価と平成27年度の活動計画」を国へ提出をして参りたいと考えております。また、市のホームページに、別紙様式3の「地域の農業者から寄せられたご意見等に対する農業委員会の考え方」も併せて、掲載をして参りたいと考えております。

本案につきましてのご説明は以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小田桐委員長。

小田桐委員長 総合農政検討委員会のご報告をさせていただきます。

議案第31号『平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について』審議の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、本日総合農政検討委員会を開催し、審議したことを、まず、御報告します。

本案につきましては、農林水産省が公表しております「農地改革プラン」また、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づいて、先月の総会で御審議を頂き、案の策定を行いました。その案についての農業者等からの意見を30日間募集することとなっております。これまで通り、ホームページへの掲載と意見募集に加えて、認定農業者への郵送を行ったところ、18件の御意見を頂くことができました。今回、これらの御意見を踏まえ、可能な限り盛り込んだ上で、最終版として決定をするものであります。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、ご報告を終わらせていただきます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第31号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第32号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをご覧ください。

議案第32号

農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

平成27年6月30日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

1 農地法施行規則第17条第1項関係

2010年世界農林業センサスでは、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40パーセントを下回っていない。

2 農地法施行規則第17条第2項関係

農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。また、2010年世界農林業センサスの耕作放棄地面積が経営耕地面積の11.5パーセントと低い現状である。

本案につきましては、現在、流山市の農地取得下限面積は、30アールと設定しておりますが、農林水産省から出されております通知、「農業委員会の適正な事務実施について」におきましては、3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限面積の設定については、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされております。

このため、本案につきましても本日の総会前に、総合農政検討委員会の皆様に御検討をいただきましたので、本日御提案をさせていただいたものでございます。

次にこの下限面積の検討に当たりましては、主に、農地法施行規則第17条第1項と第2項の二つの関係をもって検討をすることとされております。

初めに、皆様のお手元に配布させていただきました資料を合わせて、ご覧いただきたいと思いますが、一つ目の農地法施行規則第17条第1項の関係につきましては、農業委員会が定める別段の面積は、耕作面積別の農家数が、農家全体の総数のおおむね100分の40を下らないように算定することとされております。このことから、ここでは本市の耕作面積別の農家数を比較し、全体の40パーセントのラインを見て、下限面積を検討していただきました。

資料の中では、一番上の表の中の太枠で囲んであります箇所が、流山市の場合の40パーセントラインとなっております。

次に二つ目の農地法施行規則第17条第2項の要件ですが、新規就農を促進する観点から、遊休農地が相当程度存在し、下限面積未満の農家が増加することによって、農地の利用の確保に支障がない場合は、適当な面積を定めることができる、とされております。

また、国の処理基準の中では、高齢化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、下限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合は、この規定を適用することができることと定められておりますことから、ここでは遊休農地の割合などを勘案し、検討をしていただきました。

これらの検討に当たりましては、2010年世界農林業センサスの確定値を基に検討をしていただきましたが、下限面積の検討を行う場合は、信頼性の高い農林業センサスの数値をもって検討することを原則としているため、このセンサスの数値により比較をしております。

最後になりますが、本案につきましても本日御承認をいただければ、国が示し

ております手順に従いまして、市のホームページ等で周知を図って参りたいと考えております。

御説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小田桐委員長。

小田桐委員長 それでは、議案第32号『農地取得下限面積の修正の必要性について』総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

先程、事務局からの説明がありましたので、法的な根拠については省かせていただきますが、結論から言えば、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については、現在の30アールのみで各要件を満たしていると考えられ、修正を行わないことに決定しているのではないかとということになりました。

その理由の第1に、第17条第1項に関する事項につきましては、2010年の世界農林業センサス確定値で、経営面積が本市の下限面積である30アール未満の農家数が350戸でありました。総農家数706戸の49.5パーセントを占めていることから、基準である40パーセントを下回らないという状況でした。

次に、二つ目の理由とすると、第17条第2項では、2010年世界農林業センサス確定値で、本市の経営耕地面積が約32,635アールであり、区域内に耕作の目的に供されておらず、かつ、引続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地及び適正な利用を図る必要がある農地が約3,765アールで、経営耕地面積の約11.53パーセントと低い状況でありました。

更に、平成26年度の利用状況調査においても、調査対象面積約675ヘクタールに対し、遊休農地の面積が2.3ヘクタールで、全体の約0.3パーセントと低い状態であったことから、現在の要件である30アールのままで引き続き継続しているのではないかと考えるものであります。

以上です。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第32号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第14号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第14号

農地法第5条の規定による許可申請(恒久転用)の取下願について

農地法第5条の規定による許可申請の取下願が次のとおりあったので報告する。

平成27年6月30日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

本件につきましては、流山市東深井にあります畑2,079平方メートルにつきまして、社会福祉施設用運動場に転用したいということから、本年の3月総会の中でご審議いただき、継続審査になった案件でございます。

その後、事業計画の見直しのため、去る4月9日に取下願の提出があったものでございます。

本件につきましてのご説明は、以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第15号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第15号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成27年6月30日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

報告の1番につきましては、昨年10月の総会で審議がなされ、昨年11月19日付で、許可となった案件であります。

この案件につきましては、5月15日に第3小委員会の委員の皆様にご確認をいただきました。

案内図及び計画図につきましては、議案案内図の13ページと14ページにございます。

また、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので、合せてご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は以上の1件です。

よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第16号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の13ページをご覧ください。

報告第16号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月30日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は6件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が4件、物品販売店舗用地、駐車場がそれぞれ1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、6件、8筆、12,011平方メートルで、

地目別の内訳では、田が6筆、6,662平方メートル、畑が2筆、5,349平方メートルでした。

次に、議案書の14ページをお開きください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告は21件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が20件、使用貸借が1件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が19件、駐車場が2件ございました。

今月の5条届出の合計は、以上、21件、30筆、7,197平方メートルで、

地目別の内訳では、田が15筆、2,752平方メートル、畑が15筆、4,445平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成27年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時13分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成27年6月30日

流山市農業委員会会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 中村 彰男

流山市農業委員会委員 小嶋 悦子